## 年金ローン

(2016年10月1日適用中)

		(2016年10月1日適用中)
1	商品名	年金ローン
2	お申込みいた だける方	次の条件に該当する方
3	お使いみち	暮らしのさまざまな生活資金としてご利用いただけます。 ただし、事業資金や投機目的資金、負債整理資金としてはご利用いただ けません。
4	ご融資金額	最高 200 万円 (1 万円以上 1 万円単位) *ただし、年間の年金受取額が 200 万円未満の場合は、その金額を上限 とします。
5	ご融資期間	最長5年
6	ご融資金利	固定金利型 お借入時の金利を完済時まで適用します。
7	ご返済方法	○元利均等・利息分割後取返済、元利均等・利息分割後取2ヵ月毎返済 *元利均等・利息分割後取返済とは、毎月支払う元利金(元金と利息の 合計=1回あたりの返済額)が一定である返済方式です。 *元利均等・利息分割後取2ヵ月毎返済とは、2ヵ月に1回支払う元利 金が一定の返済方式です。
8	担保	不要です。
9	保証	<ul><li>○当金庫指定の保証機関(一社)日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。</li><li>○保証料は、金庫負担となります。</li><li>○保証人は、原則不要です。</li></ul>
10	その他	年金受給の確認として以下の書類をご提示いただきます。 ①年金証書 ②年金改定通知書等(申込時の年金が確認できる書類) ③年金受給口座通帳
11	商品に関する お問い合わせ	○フリーダイヤル: 0 1 2 0 − 1 9 1 9 − 6 2 受付時間 平日 午前 9 時~午後 5 時
12	苦情処理措置 (ろうきんへの 相談)	○ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口:東北労働金庫 お客様相談窓口】 0 1 2 0 − 1 9 1 5 − 6 2 ○受付時間 平日 午前 9 時~午後 5 時なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。ホームページアドレス http://www.tohoku-rokin.or.jp

## 紛争解決措置 (第三者機関に 13 問題解決を相 談したい場合)

- ○東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249) で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお申し出ください。
- ○また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申 し出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくはろうきん相談所にお問い合わせください。

【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時~午後5時

- ○返済額の試算についてご希望がありましたら、店頭や当金庫ホームページで返済額の試算が できます。
- ○現在の金利については、店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。
- ○その他、詳しくはお取引店へお問い合せください。
- ○ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合 がございますので、ご了承ください。